こに公布する。 郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をこ

平成二十四年九月二十七日

広島県知事 湯 﨑 英

彦

## 広島県規則第六十九号

## 郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係規則の整理に関す

(広島県吏員恩給条例施行細則の一部改正)

一 条 ように改正する。 広島県吏員恩給条例施行細則 (昭和八年広島県告示第九百七十六号)の一部を次の

項」を「第二条第四項」に、「郵便局株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。 第二十三条第一項中「郵便局株式会社法」を「日本郵便株式会社法」に、 「第二条第二

(広島県恩給給与細則の一部改正)

第二条 正する。 広島県恩給給与細則 (昭和二十五年広島県規則第二百二号)の一部を次のように改

を「第二条第四項」に、 第十条第一項中「郵便局株式会社法」を「日本郵便株式会社法」に、 「郵便局株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。 「第二条第二項」

(広島県野生生物の種の保護に関する条例施行規則の一部改正)

一部を次のように改正する。 広島県野生生物の種の保護に関する条例施行規則 (平成七年広島県規則第一号) の

に、「第八条第一項」を「第七条第一項」に、「再委託事務」を「委託業務」に改める。 項」を「第二条第四項」に、 (広島県福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正) 第十三条第一号サ中「郵便局株式会社法」を「日本郵便株式会社法」に、 「郵便窓口業務の委託等に関する法律」を「簡易郵便局法」 「第二条第二

のように改正する。 広島県福祉のまちづくり条例施行規則(平成七年広島県規則第十八号) 0) 一部を次

第二項」を「第二条第四項」 別表第一通信施設の項中 「郵便局株式会社法」 に改める。 を「日本郵便株式会社法」 に、 「第二条

附訓

この規則は、平成二十四年十月一日から施行する。